作業員 緊急雇用創出事業に伴う を募集 ま す

り下表のとおり、 する等の事業を実施し、これらの方の生活の安定を図る事業です。 に対して、次の雇用までの短期の雇用就業等の機会を創出・提供 商工観光課・水産課・建設課・教育委員会では、この事業によ 緊急雇用創出事業とは、離職を余儀なくされた非正規労働者等 作業員を募集します。詳細な内容やお問合わせ

【注意事項

につきましては、

各担当へご連絡ください。

雇用された方は、雇用できません。 ○平成21年4月から本緊急雇用事業により雇用され、 既に12か月

ある場合は提出。 ○失業者で、解雇通知書、雇用保険受給資格者証、 廃業届などが

(解雇通知書、雇用保険受給資格者証、廃業届などが無い場合は、

履歴書のみの提出。))期間満了後の更新なし。)性別・年齢は、不問。 (未成年の場合は、 保護者の同意が必要。)

作業員負担。)作業に関する草刈機等の道具・移動等の燃料や経費等は、 全て

8時30分~午後5時15分まで。)問い合せおよび受付時間は、 各担当いずれも月~金曜日の午前

)面接終了後の履歴書返却なし。

)履歴書を送付の場合は、

商工観光課・水産課・建設課の場合)

742 2301

緊急雇用創出事業担当者 周防大島町大字久賀5134 宛てに送付 周防大島町 産業建設部○○課

(※○○の欄には、応募する各担当課名を記入のこと。)

教育委員会の場合

 $742 \cdot 2512$

緊急雇用創出事業担当者 周防大島町 周防大島町大字平野269‐44 教育委員会 総務課 宛てに送付 東和総合センター内

担当課	商工観光課 ☎79-1003	水産課 ☎79-1004	建設課 25 79-1005	教育委員会 2578-0700
作業期間	5月~10月 (各月15日程度)	5月・8月・10月 (各月10日程度)	5月~10月 (各月10日程度)	5月~10月 (各月15日程度)
作業場所	・歌碑公園 ・自光寺川公園他	・町内の漁港 ・海岸公園	・町道 ・オレンジロード	・廃校学校周辺 ・教育委員会管理地他
募集人員	4名	5名程度	12名程度	3名程度
作業内容	草刈作業・集草作業・清掃作業・その他美化推進に係る作業			
賃金	時給 1,720円			
作業時間	午前8時30分~午後5時30分(作業時間8時間)(昼休憩1時間)			
応募資格	周防大島町に住所を有する方で、雇止めや離職などにより失業状態にある方			
応募手続	市販の履歴書に明記の上、郵送若しくは、各課へ直接提出			
受付期間	4月25日(月) 午前10時まで			
面接日	4月26日(火) 面接場所、詳細な時間等は、個々へ連絡します			

■相談・問い合わせ 6か月 生活衛生課公営住宅班

379 - 1010

■入居できる期間

町内16戸

れた方に、町営住宅を貸 震災に係る罹災証明書の ださい。 生活衛生課までご連絡く 方がおられましたら、 合い等で住宅にお困りの し出しますので、お知り 交付を受けられた方 ■入居対象者 ■提供戸数 市町村が発行する当該 町

東日本大震災で被災さ

町営住宅の入居者を 募集します 東日本大震災に係る